

鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について

次のように改める。

令和3年11月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和41年鹿沼市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。